

大阪・中之島プロジェクト環境影響評価方法書に関する市長意見

本事業について、大阪市環境影響評価専門委員会の検討結果報告書の内容を踏まえて検討し、事業者が考慮すべき事項を次のとおり取りまとめた。

環境影響評価の実施にあたっては、次に掲げる事項並びに同報告書の趣旨に十分配慮して実施されたい。

記

[全般的事項]

1 交通計画について

地下街整備の工事計画の策定にあたっては、地下街を通行する歩行者動線の確保について検討を行い、その基本的な考え方を準備書に示すこと。

2 熱源計画について

- ・ 地域熱供給事業の内容や本事業との関係について準備書で明らかにするとともに、地域熱供給の導入による効果及び影響を準備書に記載すること。
- ・ 地域熱供給事業からの熱供給を受けることができなくなった場合は、改めて熱源計画を明らかにするとともに、適切に予測・評価の見直しを行うこと。

3 環境影響評価項目等の選定について

熱源計画に導入するとしている地域熱供給事業の詳細内容を受けて、新たに必要とされる項目が生じた場合は適切に追加すること。

[大気質]

1 解体工事前におけるサンプリング調査の実施などにより、アスベストの使用状況を的確に把握したうえで適正に対応すること。

2 焼却施設の解体の際には、関係法令等に基づき周辺環境への影響に配慮し適正に実施すること。

3 既存施設からの影響を考慮して予測・評価を行う場合は、その根拠を明らかにしたうえで行うこと。

4 施設の利用及び工事の実施による影響の予測の際には、事業計画地の周辺で行われる予定の事業による影響についても可能な限り反映するよう努めること。

5 施設の供用及び工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点については、可能な限り将来の土地利用状況を考慮し、住居地等の配置を明らかにしたうえで適切に設定すること。

[地下水・土壌]

地下掘削など土地の改変内容を踏まえた土壌調査の計画を準備書に示したうえで、適切に予測評価を行うこと。

[地盤沈下]

地下水の利用計画について準備書に示したうえで、地下水利用量を踏まえて適切な予測評価手法を検討すること。

[廃棄物・残土]

- 1 廃棄物の予測にあたっては、発生抑制や再生利用等の方策を明らかにするとともにその効果を量的に示すこと。
- 2 既設の廃棄物焼却施設の解体並びに処理・処分については、関係法令等を踏まえダイオキシン類対策の観点から講じる措置について十分検討を行い、その内容を準備書に記載すること。
- 3 評価にあたっては、最新の法令及び既存の法令の見直し等を踏まえたうえでリサイクル率等の目標を設定し、適切に行うこと。
- 4 建設工事段階で掘削・搬出する残土及び汚泥の発生量・リサイクル量・処分量については、リサイクル・処分の方法とともに、準備書に記載すること。

[地球環境]

温室効果ガス排出量の抑制方策が明確になるよう、事業計画も考慮したうえで、施設の特徴及び最新の政策を踏まえて、予測・評価を行うこと。